

日本農業遺産の認定基準

申請地域は、我が国における重要性、申請地域の特徴（世界農業遺産の5つの認定基準に、日本が独自に定めた3つの基準を加えた8つの認定基準）及び保全計画（※1）に基づき評価されます。

【申請地域の特徴を評価する8つの認定基準】（1～5は世界農業遺産の認定基準、6～8は日本農業遺産独自の認定基準）

1 食料及び生計の保障

地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献すること。

2 農業生物多様性

食料及び農林水産業にとって世界（我が国）において重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。

3 地域の伝統的な知識システム

「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える自然資源の管理システム」を維持していること。

4 文化、価値観及び社会組織

地域を特徴付ける文化的アイデンティティや土地のユニークさが認められ、資源管理や食料生産に関連した社会組織、価値観及び文化的慣習が存在すること。

5 ランドスケープ（※2）及びシースケープ（※3）の特徴

長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達するとともに、安定化し、緩やかに進化してきたランドスケープやシースケープを有すること。

6 変化に対するレジリエンス

自然災害や生態系の変化に対応して、農林水産業システムを保全し、次の世代に確実に継承していくために、自然災害等の環境の変化に対して高いレジリエンス（強靱性）を保持していること。

7 多様な主体の参画

地域住民のみならず、多様な主体の参画による自主的な取組を通じた地域の資源を管理する仕組みにより、独創的な農林水産業システムを次世代に継承していること。

8 6次産業化の推進

地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

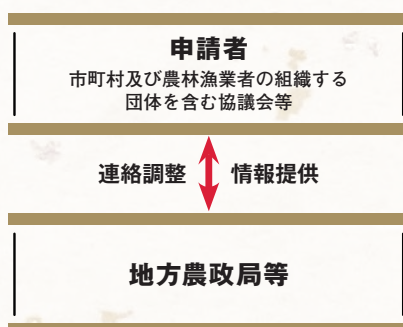
（※1） 保全計画：申請地域を維持・保全及び活用していくための計画書。

（※2） ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり。

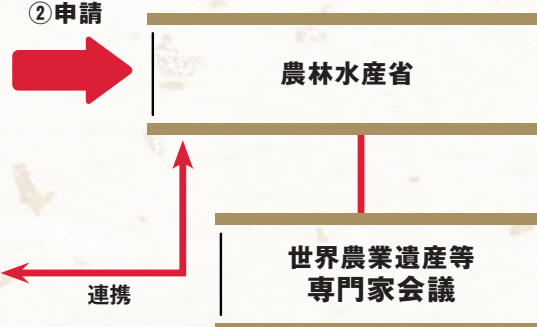
（※3） シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの。

申請から認定まで

① 申請書作成



② 申請



認定

- ③ 一次審査（書類審査）
- ④ 現地調査
- ⑤ 二次審査（プレゼンテーション）

日本農業遺産Q&A

Q1 対象となる伝統的な農林水産業システムとは、どのくらいの歴史が必要でしょうか？

おおむね100年以上の歴史を有しており、かつ現在も営まれている必要があります。

Q2 認定されるとどのようなメリットがあるのですか？

地域固有の農林水産業の価値が認められることで、地域の自信と誇りを醸成するとともに、農林水産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待されます。また、認定地域間の交流など、地域の枠を超えた取組も望めます。

Q3 認定されるとどのような活動が必要ですか？

認定を受けた地域は、自らが定めた保全計画に基づいて農林水産業システム（地域の農業）を保全していく必要があります。そのため、農林水産業システムの活用により地域の活性化を図りつつ、社会や環境の変化に適応しながら農林水産業システムを守り、次世代に継承していく活動が求められます。

日本農業遺産創設の背景

農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）です。国連食糧農業機関（FAO）が認定を行う世界農業遺産と、農林水産大臣が認定を行う日本農業遺産があります。

世界農業遺産は、世界において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、FAOが定める認定基準に基づき認定する制度で、平成14年に開始されました。当初は、開発途上国を対象として推進された事業であったため、認定基準は開発途上国の現状を重視したものとなっています。

先進国である日本には、FAOが定める認定基準では評価しきれない、我が国として評価すべき点を備えた次世代に継承すべき伝統的な農林水産業を営む地域が存在することから、我が国としての課題とそれに基づく認定を行うため、平成28年に日本農業遺産を創設しました。

